

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令案 (概要)

1 改正の趣旨

地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(平成23年3月11日閣議決定・平成23年4月1日国会提出)施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)等について必要な改正を行う。

2 改正の概要

改正法案により、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとしている。

これに伴い、高額所得による退職年金の支給停止等に関して、所要の規定の整備を行う。

3 根拠法令

- ・ 改正法案附則第4条第4項

4 施行日

平成23年6月1日

ただし、高額所得による退職年金の支給停止に関する規定は、平成23年9月1日

※改正法案の施行期日と同じ。